

小型特殊自動車(農耕用など)をお持ちの方へ

ナンバープレートの

交付申請はお済みですか？



乗用設備を備えた小型特殊自動車(農耕用トラクター、田植え機、コンバイン、フォークリフトなど)は『公道走行の有無に関わらず、所有していること』で、軽自動車税の課税対象になります。

そのため、申告とナンバープレートを取り付けることが法律で義務付けられています。

新しく取得または現在所有している車両で、ナンバープレートがついていない場合は、市役所税務課でのお手続きをお願いします。



小型特殊自動車について

小型特殊自動車の区分	対象車両	長さ	幅	高さ	最高速度	税額(円/年)
農耕作業用	農耕用トラクター、田植え機、コンバイン、農業用薬剤散布車など	制限なし	制限なし	制限なし	35km/h未満	2,400円
その他	フォークリフト、ショベルローダー、タイヤローラー、ロードローラーなど	4.7m以下	1.7m以下	2.8m以下	15km/h以下	5,900円

※1. 毎年4月1日時点で所有している場合に、上記の税額が定置場の市町村で課税されます。

※2. 上記の要件を1つでも超えると、大型特殊自動車となり、固定資産税「償却資産」の申告が必要です。軽自動車税「種別割」ではなく、固定資産税「償却資産」の課税対象となります。

※3. 乗用設備を備えていないが、『けん引式農作業機(マニュアルスプレッド、スプレーヤなど)』はけん引車である農耕用トラクターが最高速度 35km/h未満の場合は小型特殊自動車(農耕用)の対象になります。

お手続きに必要なもの

ナンバープレート交付の場合

- ①届出者の身分証明書
- ②販売証明書(販売業者から購入の場合)もしくは譲渡証明書(販売業者以外から譲り受けた場合。廃車証明書も必要)※5
- ③車名(メーカー名)・車台番号・排気量が分かるもの

※5. ②の証明書をお持ち出来ない場合は、事前に小松市役所税務課にご相談ください。

車両を所有しなくなった場合

車両の処分(譲渡を含む)を行い、車両を所有しなくなった場合は、申告が必要になります。

- ①届出者の身分証明書
- ②ナンバープレート
- ③標識交付証明書(お持ちであれば)

お手続き場所

定置場(駐車場の場所)が小松市の場合は、小松市役所税務課もしくは南支所、駅前行政サービスセンター(※4)でお手続きください。 ※4. 月・火・木・金のみ受付。水曜が祝日の場合、翌日休館

【お問い合わせ先】 小松市役所 税務課 税総合窓口グループ

TEL:0761-24-8029 FAX:0761-23-2446